

湖西市規則第15号

湖西市建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月17日

湖西市長

田内 浩之

湖西市建設工事執行規則の一部を改正する規則

湖西市建設工事執行規則（平成9年湖西市規則第24号）の一部を次のように改正する。

- 第49条中「当該建設工事の」を「建設工事の」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事に係る前払金については、その100分の25を超える額を除き、当該建設工事の現場管理費及び一般管理費等のうちその施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

附則第5項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



総務課

R8年3月17日から

R8年3月23日まで

承認